

トピック

6%削減の目途の立たない 京都議定書目標達成計画の「見直し」

早川光俊（弁護士、CASA 専務理事）

来年1月1日からいよいよ京都議定書の第一約束期間が始まります。ところが日本と同じ6%削減義務を負っているカナダは早々と目標達成をギブアップしてしまい、2005年4月に閣議決定された日本の京都議定書目標達成計画も6%削減が達成できる計画にはなっていません。本年8月10日に公表された目標達成計画の「見直し」の「中間報告案」でも、「2010年における温室効果ガスは基準年度比で0.9%~2.1%上回ることが見込まれる」とされています。この「中間報告案」では、産業界の自主行動計画の抜本的な改革・強化は提案されておらず、環境税（炭素税）や国内排出量取引は「検討事項」とされ、自然エネルギーの抜本的導入策に至ってはまったく見直し対象にはなっていません。年内にも最終報告が出され、来年3月には閣議決定されることになっていますが、今回の「見直し」でも6%削減の目途はたちそうもありません。（表1）

6%削減を担保する「京都議定書目標達成計画」の見直しを

これまで日本政府は、「地球温暖化対策推進大綱」（1998年）、改正「地球温暖化対策推進大綱」（2002年）、「京都議定書目標達成計画」と対策を進めてきましたが、温室効果ガスの排出量は削減どころか増え続け、2005年には90年比で7.8%も増加してしまっています。

現行の達成計画には、以下のような問題点があります。

- ① 対策の羅列で、ほとんどの対策に実効性を担保する政策や措置がない。
- ② 吸収源の3.9%は明らかに過大な見込みと

なっている。

- ③ エネルギー転換部門や産業部門の削減は、日本経団連の「環境自主行動計画」のみに頼っており、その実効性を担保する政策や措置がない。
- ④ 原子力設備利用率を87-88%にあげることが前提としているが、こうした利用率は過去に実績がないうえ、度重なる事故や隠蔽事などで、2002年以降の稼働率は60-70%程度にとどまっている。

さらに、環境税（炭素税）や国内排出量取引の導入、自然エネルギーについての固定価格買取制度などの抜本的な施策がほとんど盛り込まれていない。このままでは、京都メカニズムで膨大なクレジットを税金で購入することにより数字合わせするようになることは火を見るより明らかです。

6%削減は基本的に国内対策中心に実施すべきであり、そのためには、日本経団連の環境自主行動計画の抜本的な改革・強化を直ちに実施するとともに、エネルギー税制のグリーン化と環境税（炭素税）、キャップアンドトレードの国内排出量取引、再生可能エネルギーの普及のための固定価格買取制度など、追加的な対策が導入される必要があります。

なによりも、工業化以前からの気温上昇を2℃未満にすることを長期目標として確認し、日本の温室効果ガス排出量を、2050年頃には2000年比で半分よりもはるかに下回るレベルにすることを政策的な目標とすべきです。こうした長期目標と、これに至る短中期の目標が設定されていないことが、一時しのぎ的な見直しに走る要因となっています。

環境自主行動計画の 抜本的な改革・強化を

日本の二酸化炭素の排出量は、エネルギー転換、産業、工業プロセス部門と運輸部門のトラックや商業用自家用車、民生業務部門などの産業関連部門が約8割を占めています。欧米に比して、産業関連部門の排出量の割合が極めて大きいことが特徴であり、このことは産業関連部門における削減が決定的に重要であることを示しています。

経済産業省や産業界は、日本のエネルギー効率は世界のトップレベルで、日本の産業部門は「乾いた雑巾」で削減の余地は少なく、削減にはコストがかかると主張しています。また、この間の産業部門の排出量は横ばいであり、これは産業界が努力している結果であるとも主張しています。しかし、エネルギー効率は、物価を補正した購買力平価^(注1)での評価ではすでにEUなどと同一水準となっており、90年以降の産業部門のエネルギー効率は停滞ないし、むしろ悪化傾向です。自主行動計画のフォローアップでも電力や鉄鋼などの大口排出源で計画を達成できていないことが明らかになっています。とりわけ、電力部門や産業部門で、温暖化対策に逆行する石炭の利用が増加し、全体の排出量を押し上げています。

日本の産業関連部門は「乾いた雑巾」などではなく、まだまだ大きな削減可能性が残っており、環境自主行動計画を以下のように改革・強化することにより、大幅な削減が可能と考えます。

- (1) 自主行動計画ではなく、政府との協定とすること。
- (2) 自主行動計画全体の目標を引き上げるとともに、全ての業界に対して、エネルギー消費量とCO₂排出総量についての数値目標

を義務づけ、原単位目標などを補完的な目標として併用すること。

- (3) 削減目標と削減対策、その実施状況についての情報公開をすること。
- (4) 第三者機関によるモニタリングの義務づけとその結果の公開。
- (5) 目標不達成の場合の、削減計画策定義務づけと、直接規制の受け入れなどのナルテイ。

不可欠な追加的対策の導入

現在実施されている見直し作業では、国内排出量取引制度や環境税導入については「検討事項」とされています。しかし、排出量取引や環境税(炭素税)は、EUなどではすでに実施されています。日本でもキャップアンドトレードの国内排出量取引制度を直ちに導入するとともに、電源特別会計や道路特定財源の廃止を含めたエネルギー税制全体のグリーン化と環境税(炭素税)の導入を実施すべきです。

ドイツなどのEU諸国は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、市民投資による再生可能エネルギーの普及が急速に進んでいます。(表2「固定価格買取制度とRPSの特徴の違い」参照)一方、日本の風力発電設備容量は年々順位を下げ、ついにベストテンから脱落し、世界一であった太陽光発電設備容量もドイツに追い越されました。北海道電力や九州電力管内で風力発電の応募を募ったところ、応募枠の数十倍の応募があったといいます。再生可能エネルギー普及のポテンシャルはあり、現行のRPS制度の見直しなどにより、急速な普及は可能です。

IPCCの警告と目標達成計画の見直し

IPCC第4次評価報告書は、加速する地球温暖化と顕在化する影響について警告を発し、「今

後20～30年間の緩和努力によって、回避することができる長期的な地球の平均気温の上昇と、それに対応する気候変動の影響の大きさがほぼ決定される」としています。一方、適切な投資、技術開発などへの適切なインセンティブが提供されれば、現在実用化されている技術、または、今後10年間に於いて実用化される技術の組み合わせにより、平均気温の上昇を2℃程度に抑制することは可能ともしており、要は、政策次第であることを示唆しています。昨年10月

にイギリス政府がまとめた「気候変動の経済学」(スターン・レビュー)では、今のままでは2035年頃には工業化以前から2℃を越える可能性を示唆しており、温暖化対策はまさに待たなしの課題になっています。

(注1) 購買力平価とは、為替相場だけでなく、物価水準の違いも加味して評価する方法。例えば、日本のエネルギー効率の良さも、日本の高い物価水準を加味して評価すると、物価の高い分減殺されて効率は為替レートで評価するより低く評価されることになる。

表1 達成計画の6%削減の内訳

施策	内容	2010年度目標		2002年度実績
		大綱	達成計画	
国内での排出削減	①エネルギー起源CO ₂ の排出抑制	±0.0%	+0.6%	+10.2%
	(注) 基準年比の部門毎の増減割合を示す			
	産業	▲7.0%	▲8.6%	▲1.7%
	運輸	+17.0%	+15.1%	+33.0%
	民生(業務・家庭)	▲2.0%	+10.7%	+20.4%
	エネルギー転換	—	▲16.1%	▲0.3%
	②非エネルギー起源3ガスの排出抑制	▲0.5%	▲1.2%	▲0.9%
	非エネルギー起源CO ₂	—	▲0.3%	▲0.1%
	メタン	—	▲0.4%	▲0.4%
	N ₂ O	—	▲0.5%	▲0.4%
③「革新的技術開発」と「国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進」によるCO ₂ 排出削減	▲2.0%	—	—	
④代替フロン ¹ の排出抑制	+2.0%	+0.1%	▲1.7%	
	HFC	—	+1.1%	▲0.6%
	PFC	—	▲0.3%	▲0.2%
	SF ₆	—	▲0.7%	▲0.9%
森林吸収	⑤議定書3条4項の拡大解釈による吸収量の確保	▲3.9%	▲3.9%	—
海外からの排出枠の調達	⑥排出量取引などの京都メカニズムの利用	▲1.6%	▲1.6%	—
合計		▲6.0%	▲6.0%	+7.6%

表2 固定価格買取制度とRPSの特徴の違い

	固定価格買取制度	RPS制度
価格	一定：政府が決める。	不定：市場によって決まる。
普及量	不定：市場によって決まる。	一定：政府が決める。
自然エネルギー事業者	価格、量リスクがないため、事業計画が立てやすい。	価格、量リスクがあり、事業計画が立てにくい。
電力会社	価格、量、電源すべてに選択権なし。	価格リスクがある。買取量は一定。買取電源も自由に選択可。